

今治市イマ旅宿泊観光クーポン事業取扱要領を別紙のとおり定める。

令和３年４月２３日

令和３年５月１８日 改正

令和３年６月１６日 改正

公益社団法人今治地方観光協会長

今治市イマ旅宿泊観光クーポン事業取扱要領

この要領は、今治市内の旅館業者が愛媛県内に住所を有する者（在留外国人を含む。以下「県民」という。）に対し、今治市内の宿泊施設において、飲食、お土産、交通、アクティビティ（体験）等に要する観光クーポンを配布するに当たり、予算の範囲内において、当該クーポン事務取扱手数料等を支払うことにより、今治市内観光を促進し、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、急激に落ち込んだ観光需要を回復させることを目的とし、本事業への参画及び取扱いについて必要な事項を定めるものである。

1 事業の概要

- (1) 名 称 今治市イマ旅宿泊観光クーポン事業
- (2) 実 施 主 体 公益社団法人今治地方観光協会
- (3) 実 施 内 容 市内参加登録宿泊施設に宿泊した県民に対し、市内を限定とした加盟登録店（飲食・お土産・交通・アクティビティ（体験）等で利用できるイマ旅宿泊観光クーポンを提供するもの
- (4) 対 象 地 域 今治市内
- (5) 対 象 者 愛媛県民
- (6) 事業実施期間 令和3年7月1日～令和3年12月31日
※新型コロナウイルス感染拡大などにより、中止または変更する場合があります。

(7) 取扱クーポン券

ア イマ旅宿泊観光クーポン

- ＜発 行＞ 公益社団法人今治地方観光協会
- ＜発行部数＞ 20,000セット（1セット1,000円×2枚）
- ＜取扱方法＞ 市内登録ホテル・旅館などに宿泊された県民を対象に、イマ旅宿泊観光クーポン券を無料提供し、イマ旅宿泊観光クーポン登録加盟店舗等で使える（市内の飲食・お土産・アクティビティ（体験）・二次交通事業者等）もの
- ＜クーポン＞ 2,000円分（1セット1,000円×2枚）
- ＜利用期間＞ 令和3年7月1日～令和3年12月31日
- ＜利用施設＞ 市内参加加盟店（事業者）
- ＜無料提供＞ 市内参加登録宿泊施設を利用した県民に対し、無料提供するもの
- ＜提供場所＞ 市内参加登録宿泊施設

イ 市内参加登録宿泊施設

- ＜登録条件＞ 「3 市内参加登録宿泊施設資格」に該当する者
- ＜申請方法＞ 「5 参加登録申請について」に記載する必要書類の提出
- ＜申請期間＞ 1次募集 令和3年4月30日～令和3年6月10日
2次募集 令和3年6月11日～令和3年7月31日
※1次募集において上限予算に達した場合は、2次募集は致しません。
- ＜クーポン提供期間＞ 令和3年7月1日～令和3年12月30日
※提供クーポンが無くなり次第終了とします。（予算に達した場合は、期

間内であっても終了とします。)

- ＜クーポン提供枚数＞ 1人あたり2,000円分(1セット1,000円×2枚)
- ＜条 件＞
- ・クーポン提供期間内の予約者のための確保は出来ない。チェックインにお越しになった方に対し提供するもの。
 - ・一人あたり2,000円分のクーポン券を提供するもので、連泊であっても上乗せすることは出来ない。
 - ・指定の必要書類に必要事項をご記載のうえ、提供いたします。

ウ イマ旅宿泊観光クーポン参加加盟店(事業者)

- ＜登録条件＞ 「10 イマ旅宿泊観光クーポン加盟店参加資格」に該当する者
- ＜申請方法＞ 「12 イマ旅宿泊観光クーポン参加加盟店申込みについて」に記載する
必要書類の提出
- ＜申請期間＞ 令和3年4月30日～令和3年12月30日
- ＜利用店舗＞ イマ旅宿泊観光クーポン加盟店
事務局(公益社団法人今治地方観光協会)への申込・登録した市内の飲食店、土産品店、体験商品の取扱店、二次交通事業者等(薬局・スーパー・コンビニエンスストア等の日用品・生活雑貨の取扱店舗を除く)
- ＜換金申請＞ 「13 イマ旅宿泊観光クーポン換金申請について」に記載する必要書類
の提出

2 イマ旅宿泊観光クーポン取扱厳守事項

(1) イマ旅宿泊観光クーポンについて

- ア イマ旅宿泊観光クーポンは、イマ旅宿泊観光クーポン加盟店として登録された加盟全店舗(飲食・お土産・交通・アクティビティ(体験))等に利用できます。
- イ イマ旅宿泊観光クーポンは、1セット2,000円分を参加登録宿泊施設利用者に対し提供します。
- ウ イマ旅宿泊観光クーポンは、お一人に対し、1回まで提供できます。(連泊は関係ないもの)
- エ イマ旅宿泊観光クーポンは、本事業実施期間中の予約者のために確保できないものとします。
あくまでも参加登録宿泊施設のチェックインにお越しになった方を対象とします。
- オ 利用期限を過ぎたものは無効となります。
- カ イマ旅宿泊観光クーポンは、現金とお引換はできません。
- キ イマ旅宿泊観光クーポンは、釣銭のお支払はできません。額面金額以上のお支払いの際にご利用ください。
- ク 他の割引クーポン券と併用可能です。
- ケ イマ旅宿泊観光クーポンを盗難・紛失・滅失または破損・偽造・模造等については、当事務局は一切の責任を負いません。
- コ イマ旅宿泊観光クーポン管理番号がないものは無効です。
- サ イマ旅宿泊観光クーポンを折ったり、書き込んだりしないでください。
- シ イマ旅宿泊観光クーポンと半券が切り離されたものは無効です。
- ス イマ旅宿泊観光クーポンの利用可能店舗等につきましては、特設ホームページの利用可能店舗

一覧をご覧ください。

セ 新型コロナウイルス感染拡大などにより、事業実施期間中、事務局よりイマ旅宿泊観光クーポンの中止及び変更等の要請があった場合、それに従ってください。なお、それまでに配布されたイマ旅宿泊観光クーポンは使用できます。

(2) 使用済イマ旅宿泊観光クーポンについて

ア 回収した使用済イマ旅宿泊観光クーポンは、後日換金させていただきますので大切に保管してください。換金申請に必要となります。

イ 使用済イマ旅宿泊観光クーポン半券は、各加盟店での控えになりますので、大切に保管してください。

ウ 使用済イマ旅宿泊観光クーポンは、使用できません。

エ 使用済イマ旅宿泊観光クーポンを盗難・紛失又は消失の場合は、その責を負いかねます。再発行はできません。

3 参加登録宿泊施設資格

- (1) 旅館業法（昭和23年7月法律第138号）の規定に基づき旅館業の登録を受けた旅館業者で、今治市内に旅館・ホテル営業・簡易宿泊営業を有すること（風営法対象施設を除く）。
- (2) 令和3年7月1日～令和3年12月31日に旅館業を開業していること。
- (3) 旅館業における新型コロナウイルス対応ガイドライン第2版に留意して対応すること。
- (4) 今治市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団関係者でないこと。

4 参加登録宿泊施設の責務等

- (1) 取扱要領を遵守してください。
- (2) イマ旅宿泊観光クーポンをお渡しするときは、利用者に市内イマ旅宿泊観光クーポン参加加盟店でのみ対応が可能であることを必ず伝えてください。
- (3) 市内参加登録宿泊施設であることが明確になるよう、事務局が配付するステッカー等を利用者が分かりやすい場所に提示・設置してください。
- (4) イマ旅宿泊観光クーポン配布実績の交換等を行なわないでください。
- (5) 期間途中で市内参加登録宿泊施設を脱退せず、本事業の取扱期間中は継続してください。
- (6) 新型コロナウイルス感染拡大などにより、事務局より、イマ旅宿泊観光クーポンの中止または変更等の要請があった場合は、それに従ってください。なお、それまでに配布されたイマ旅宿泊観光クーポンは使用できます。

5 参加登録宿泊施設申請について

(1) 申込方法

本取扱要領に同意のうえ、公式ホームページよりイマ旅宿泊観光クーポン事業参加登録宿泊施設申請書（様式第1号）をダウンロードし、必要事項を記載し、以下添付書類を添えて申し込んでください。

- ① 誓約書（様式第2号）
- ② 旅館業に基づく営業許可証の写し

(2) 申込み先

公益社団法人今治地方観光協会（事務局）
〒794-0013 今治市片原町1丁目100番地3 みなと交流センター3F
TEL (0898)22-0909 FAX (0898)22-0929
URL <https://www.oideya.gr.jp/imatabi/>

(3) 申込期間

① 1次募集 令和3年4月30日～令和3年6月10日17時00分厳守

※上記期間内申請対象者事業者は、印刷物に記載させていただきます。

② 2次募集 令和3年6月11日～令和3年7月31日

※1次募集において上限予算に達した場合は、2次募集は致しません。

(4) 申込み後の審査・登録

事務局の審査を経て、採用された場合は、参加登録宿泊施設として登録を行います。登録後、事務局よりイマ旅宿泊観光クーポン参加登録宿泊施設決定通知書兼参加登録宿泊施設登録番号通知書（様式第3号）及びステッカー等を送付します。

6 参加登録宿泊施設の解除

次のような事由が生じた場合は、登録の解除をする場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

- (1) 申請又は請求について虚偽申請又は請求を行い、又は、行おうとした場合。
- (2) 暴力的行為または脅迫的言辞を用い、不当に請求した場合。
- (3) 暴力団等反社会的勢力に該当することが判明した場合。
- (4) 本取扱要領に反した場合。

7 イマ旅宿泊観光クーポン配布報告について

参加登録宿泊施設は、イマ旅宿泊観光クーポンを配布した月の翌月までに、イマ旅宿泊観光クーポン配布実績報告書（様式第4号）及びクーポン配布証明書（様式第5号）を事務局に提出しなければならないものとする。

8 イマ旅宿泊観光クーポン配布・回収条件について

参加登録宿泊施設は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) イマ旅宿泊観光クーポンは、本取扱要領に遵守し配布するものとする。
- (2) イマ旅宿泊観光クーポンの盗難事故及び各種トラブルについては、事務局は、責任を負わないものとする。
- (3) 配布にあたっての、在庫の適正管理は、参加登録宿泊施設が行うものとする。
- (4) 事務局は、イマ旅宿泊観光クーポンの配布について必要と認めたときは、参加登録宿泊施設に質問し報告を求め、改善を命じ従うものとする。
- (5) 本事業終了後、予め参加登録宿泊施設に配布したイマ旅宿泊観光クーポン残りを回収します。
- (6) 新型コロナウイルス感染拡大などにより、事務局より、イマ旅宿泊観光クーポンの中止または変更等の要請があった場合は、それに従ってください。なお、それまでに配布されたイマ旅宿泊観光クーポンは使用できます。

9 権利の譲渡等の禁止について

参加登録宿泊施設は、事務局の承諾なく、この権利を第三者に譲渡し又は貸与してはならない。

10 イマ旅宿泊観光クーポン加盟店参加資格

- (1) 今治市内に店舗を有し、飲食、お土産、交通、アクティビティ（体験）等のできる店舗
- (2) 今治市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団関係者でないこと
- (3) 新型コロナウイルス対応業種別ガイドラインに留意して対応すること

11 イマ旅宿泊観光クーポン加盟店の責務等

- (1) 取扱要領を遵守してください。
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大などにより、事業実施期間中イマ旅宿泊観光クーポンの変更等の要請があった場合は、それに従ってください。なお、それまでに配布されたイマ旅宿泊観光クーポンは使用できます。
- (3) イマ旅宿泊観光クーポンを使用するときは、加盟店舗でしか利用できないことを必ず伝えてください。
- (4) イマ旅宿泊観光クーポン加盟店であることが明確になるよう、事務局が配付するステッカー等を利用者が分かりやすい場所に提示してください。
- (5) 利用者が持ち込んだイマ旅宿泊観光クーポンは、受け取る前に問題がないかを確認してください。色合いやデザインが明らかに違うなど、偽造されたイマ旅宿泊観光クーポンと判別できる場合は、イマ旅宿泊観光クーポンの受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに事務局まで報告してください。
- (6) イマ旅宿泊観光クーポンの交換及び売買・ネット販売等は行なわないでください。
- (7) イマ旅宿泊観光クーポンの利用期間中における飲食、お土産、交通、アクティブ（体験）の取引に使用されたイマ旅クーポンのみ換金可能とします。
- (8) イマ旅宿泊観光クーポン加盟店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- (9) 期間途中でイマ旅宿泊観光クーポン加盟店を脱退せず、イマ旅クーポンの利用期間中は継続してください。

12 イマ旅宿泊観光クーポン参加加盟店申込みについて

(1) 申込方法

この取扱要領に同意のうえ、下記公式ホームページより「参加加盟店申込み・同意書フォーム」に必要な事項を入力し、お申込みください。なお、公式ホームページよりお申込みできない場合は、事務局窓口（様式第6号）にてお申込みください。

(2) 申込み先

公益社団法人今治地方観光協会（事務局）

〒794-0013 今治市片原町1丁目100番地3 みなと交流センター3F

TEL (0898)22-0909 FAX (0898)22-0929

URL <https://www.oideya.gr.jp/imatabi/>

(3) 申込期間

令和3年4月30日～令和3年12月30日

※印刷対応分 令和3年4月30日～令和3年6月10日23時59分厳守までの申請対象者事業者については、印刷物に記載させていただきます。

(4) 申込み後の審査・登録

申込みのあった店舗は、事務局の審査を経て、イマ旅宿泊観光クーポン加盟店として登録を行います。また、登録した場合には後日、加盟店ステッカー等を送付します。

(5) 申込み時の注意事項

ア 個別店舗等毎に申込みを行ってください。

イ 複数の店舗が含まれる大型商業施設等であっても、個別のテナント毎に申込みを行ってください。

1.3 イマ旅宿泊観光クーポン換金申請について

(1) 換金方法

換金の方法は、事務局が指定する申請書（様式第7号）に必要事項を記入し、回収したイマ旅宿泊観光クーポンを事務局まで持参または郵送してください。受領後、下記換金サイクルによりイマ旅宿泊観光クーポン取扱手数料をお支払させていただきます。

(2) 換金に必要なもの

ア イマ旅宿泊観光クーポン換金申請書

※ホームページからダウンロードしてください。（様式第7号）

イ 使用済イマ旅クーポン

(3) イマ旅宿泊観光クーポン取扱手数料

イマ旅宿泊観光クーポン加盟店において、回収した使用済イマ旅宿泊観光クーポン枚数に応じてお支払いいたします。（使用済イマ旅宿泊観光クーポン1枚につき1,000円）

(4) 換金サイクル

1ヶ月毎（6回）とする。万一、換金申請日までに必要書類を提出出来なかった場合は、翌月換金期日又は、最終の換金申請期間内に申請することができます。ただし、会長の承諾を得たときは、この限りではない。

7月分（7月末日締切分：	8月16日までに申請）	令和3年 8月31日支払
8月分（8月末日締切分：	9月15日までに申請）	令和3年 9月30日支払
9月分（9月末日締切分：	10月15日までに申請）	令和3年10月29日支払
10月分（10月末日締切分：	11月15日までに申請）	令和3年11月30日支払
11月分（11月末日締切分：	12月15日までに申請）	令和3年12月28日支払
12月分（12月末日締切分：	1月17日までに申請）	令和4年 1月31日支払

(5) 支払方法

イマ旅宿泊観光クーポン加盟店が事前申込時に指定した口座にお振込みいたします。なお、振込にかかる手数料は事務局負担といたします。ただし、経過途中の振込口座の変更がある場合は、事務局に指定口座の変更（様式第8号）を届けるものとします。

1 4 イマ旅宿泊観光クーポン加盟店の解除

次のような事由が生じた場合には、イマ旅宿泊観光クーポン加盟店におけるイマ旅宿泊観光クーポンの使用の有無に関わらず、登録を取り消すことがあります。この場合、イマ旅宿泊観光クーポンの換金を行わず、すでに換金していた場合には返還を請求します。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

- (1) イマ旅宿泊観光クーポン加盟店が、換金申請について虚偽申請を行い、または行おうとした場合。
- (2) イマ旅宿泊観光クーポン加盟店が、暴力的行為または脅迫的言辞を用い、不当に換金申請した場合。
- (3) イマ旅宿泊観光クーポン加盟店登録後に暴力団等反社会的勢力に該当することが判明するなど、「10 イマ旅宿泊観光クーポン加盟店参加資格」の欠落条項に該当することとなった場合。
- (4) 取扱要領に反した場合。

1 5 その他留意事項について

- (1) 参加登録宿泊施設、参加加盟店情報（店舗名称、所在地、業種等）は、登録事業者として、事務局のホームページ等で広報を行います。
- (2) この取扱要領に記載されていない事項は、事務局へ問い合わせてください。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大などにより、事業実施期間中イマ旅宿泊観光クーポンの中止及び変更等については、行政機関と協議のうえ、会長が決定する。

1 6 要領改廃について

この要領を改廃する場合は、会長の承認を得て行うものとします。

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

公益社団法人今治地方観光協会 御中

所在地

名称

代表者職氏名

印

(旅館業登録番号：

)

今治市イマ旅宿泊観光クーポン事業 『参加登録“宿泊”施設』申請書

記

1 参加資格対象者

旅館業法（昭和 23 年 7 月法律第 138 号）の規定に基づき旅館業の登録を受けた旅館業者であり、以下に該当する。（該当に○付け）※風営法対象施設を除く。

①	ホテル営業	洋式の構造及び設備を主とする施設を設けてする営業である。	
②	旅館営業	和式の構造及び設備を主とする施設を設けてする営業である。いわゆる駅前旅館、温泉旅館、観光旅館の他、割烹旅館が含まれる。民宿も該当することがある。	
③	簡易宿泊営業	宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を設けてする営業である。例えばベッドハウス、山小屋、スキー小屋、ユースホステルの他カプセルホテルが該当する。	

2 添付書類

(1) 誓約書（様式第 2 号）

(2) 旅館業に基づく営業許可証の写し

※イマ旅宿泊観光クーポン事業の参加登録宿泊施設として登録された場合は、クーポン参加加盟店としては登録できません。

担当者所属部署	
担 当 者 氏 名	
メールアドレス	
電話・FAX番号	TEL: FAX:

(様式第2号)

誓 約 書

私は、今治市イマ旅宿泊観光クーポン事業を行うにあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 要領第3項の参加資格に係る要件を満たしています。
- 2 事務局からの検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 3 旅館業者名の公表に応じます。
- 4 宿泊施設利用に係る帳簿及び証拠書類は、年度の翌年度から起算して5年間保存し、事務局からの求めがあったときは、当該書類を閲覧させ、又はその写しを提出します。
- 5 国及び今治市が本事業の実施状況について調査を実施する場合、誠実に対応します。
- 6 旅館業における新型コロナウイルス対応ガイドライン等業種別ガイドラインに留意して対応します。
- 7 今治市暴力団排除条例第2条各号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれかにも該当しません。
- 8 イマ旅クーポン事業取扱要領に同意のうえ、事務局が行った決定に対し、異議は一切申し立てません。
- 9 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上

令和 年 月 日

公益社団法人今治地方観光協会 御中

所在地

名称

代表者職氏名

印

(様式第3号)

令和 年 月 日

御中

所在地 今治市片原町一丁目 100 番地 3
名称 公益社団法人今治地方観光協会
代表者職氏名 印

今治市イマ旅宿泊観光クーポン事業参加登録宿泊施設決定通知書兼
参加登録宿泊施設登録番号通知書

令和3年 月 日付けで参加登録宿泊施設申請のあった、今治市イマ旅宿泊観光クーポン事業について、登録しましたのでお知らせします。また、下記のとおり、参加登録宿泊施設登録番号をお知らせします。

記

参加登録宿泊施設登録番号

(様式第4号)

令和 年 月 日

公益社団法人今治地方観光協会 御中

所在地

名称

代表者職氏名

印

(旅館業登録番号：

)

参加登録宿泊施設
今治市イマ旅宿泊観光クーポン配布実績報告書

当宿泊施設で配布した「今治市イマ旅宿泊観光クーポン」における 月の実績報告をクーポン配布証明書を添えて下記のとおり報告いたします。

記

配布実績セット数 セット (1セット2枚/2,000円分)

配布期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日として

※詳細は、配布証明書(様式第5号)のとおり

(様式第 5 号)

令和 年 月 日

公益社団法人今治地方観光協会 御中

所在地

名称

代表者職氏名

印

(旅館業登録番号：

)

今治市イマ旅宿泊観光クーポン配布証明書

当宿泊施設を利用し、今治市イマ旅宿泊観光クーポンを配布したことを下記のとおり証明いたします。

記

私は、参加登録宿泊施設を利用し、今治市イマ旅宿泊観光クーポンを頂戴しましたことに間違い
ございません。市内、参加加盟店において有効的に利用させていただきます。

令和 年 月 日

氏 名	(代表者)
人 数	名
セット数	セット (1セット2枚／2, 0 0 0円分)
住 所	
連絡先	
備 考	

(様式第 6 号)

今治市イマ旅宿泊観光クーポン参加加盟店申請書
(窓口申込書※WEB フォーマット同様式)

令和 年 月 日

公益社団法人今治地方観光協会 御中

以下、今治市イマ旅宿泊観光クーポン加盟店として参加登録したいので、申請いたします。

1 申込情報

(ア) 申請者情報 (専用ホームページ等へは掲載しません。以下、全て必須項目)

法人名 (個人事業主の場合は個人事業主名)	
法人名 (フリガナ)	
代表者名	
代表者名 (フリガナ)	
法人郵便番号	
都道府県	
市区町村	
住所 (丁目以降)	
建物名	
法人電話番号	
担当者名 (代表者と異なる場合)	
市内に店舗を有し、飲食、お土産、交通、 アクティビティ (体験) 等のできる店舗	☐ はい ☐ いいえ

(イ) 事業者 (店舗等情報※専用ホームページ等へ掲載します。以下、必須項目)

事業者 (店舗) 名	
事業者 (店舗) 名 (フリガナ)	
飲食・お土産・アクティビティ (体験) ・ 2 次交通等事業者 ※複数回答可	
業態 (ジャンル) (居酒屋、寿司、焼肉、ラーメン、バー、和菓 子、タクシー、自転車施設、お土産、体験など)	
事業者 (店舗等) 座席数※飲食事業者	
事業者 (店舗等) 郵便番号	
事業者 (店舗等) 都道府県	
事業者 (店舗等) 市区町村	
事業者 (店舗等) 住所 (丁目以降)	
事業者 (店舗等) 建物	
事業者 (店舗等) 市内エリア	☐ 常盤・日吉 ☐ 美須賀・城東 ☐ 立花・鳥生・富田 ☐ 清水・日高・乃万 ☐ 近見・別宮 ☐ 桜井・国分・朝倉 ☐ 波止浜・波方・大西 ☐ 菊間・玉川 ☐ しまなみ (大島・伯方島・大三島・関前)
事業者 (店舗等) 営業時間	
事業者 (店舗等) 休業日	
事業者 (店舗等) テイクアウト (あり・なし)	
事業者 (店舗等) 電話番号	
事業者 (店舗等) URL	
事業者 (店舗等) メールアドレス	
担当者名	

2 振込先情報 (イマ旅宿泊観光クーポンの換金に使用) について

金融機関名	
金融機関 (本店・支店)	
口座種別 (普通・当座)	
口座番号	
口座名義	
口座名義 (フリガナ)	

(様式第 6 号)

今治市イマ旅宿泊観光クーポン参加加盟店申請における同意書

1 本クーポンの取扱い・不正に関する事項／反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する事項

- (1) 本クーポンの取扱いに関する誓約事項
 - ① 本クーポンは、飲食、お土産、アクティビティ（体験）、二次交通事業者等の取引において利用可能です。
 - ② 現金との交換はできません。クーポン面額以下の利用の場合でもお釣りは渡さないでください。
 - ③ 不足分は現金等で受領してください。
 - ④ 参加登録事業者で独自に本クーポンの利用対象外となるサービス等を定める場合は、利用者が認識できるようにチラシ等にその旨を明示してください。
 - ⑤ 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、本クーポン使用上限額などを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるようにチラシ等にその旨を明示してください。
 - ⑥ 利用期間を過ぎた本クーポンは、受け取らないでください。
 - ⑦ 本クーポンの盗難・紛失、滅失、偽造・模造等に対して 発行者は責任を負いません。
 - ⑧ 本クーポンの交換または売買を行うことはできません。
 - ⑨ 参加登録された店舗等以外での利用はできません。

(2) 不正に関する事項

- ① 参加登録事業者の要件の偽装、実態のない事業者ではありません。
- ② 本クーポンの自己取引、架空取引、虚偽報告は行いません。
- ③ 本クーポンの再販、再流通を致しません。
- ④ 本クーポンの偽造・悪用・濫用は致しません。

(3) 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する事項

今治市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団関係者でないこと

2 個人情報の取扱い

今治市イマ旅宿泊クーポン事務局(以下「事務局」)は、「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報保護方針」に基づき、個人情報を以下のようにお取扱い、保護に努めております。

(1) 事務局が取得する個人情報と利用目的について

事務局が取得した個人情報は、以下の目的の範囲内で利用いたします。なお、利用目的の範囲に変更が生じた際は、事務局が直接取得をした場合は、ご本人に利用目的を通知または明示し同意をいただいたうえで、間接的に取得した場合は利用目的を公表したうえで、利用いたします。

(2) 参加登録事業者から取得した個人情報の利用目的

- ① 今治市イマ旅宿泊観光クーポンにおける参加事業者への適切な対応を行い、円滑な事業運営管理を履行するため②今治市イマ旅宿泊観光クーポンにおけるインターネットによる参加登録業務のため③今治市イマ旅宿泊観光クーポンにおける参加登録事業者への情報提供と情報管理のため④今治市イマ旅宿泊観光クーポンにおける必要物資の配送作業のため⑤今治市イマ旅宿泊観光クーポンにおける本クーポンの管理、精算、それに付随する業務のため⑥今治市イマ旅宿泊観光クーポンにおける情報の集計、分析、調査等のため⑦今治市イマ旅宿泊観光クーポンにおける行政機関への報告等を行うため

(3) 委託について

事務局が取り扱う個人情報について、利用目的のために必要な範囲内において事務局が十分な個人情報の保護水準を満たしていると認める委託先に対し、利用目的達成のために必要な範囲内で個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合があります。

(4) 第三者提供について

保有する個人情報を第三者に提供する場合、ご本人の同意を得たうえで提供いたします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、ご本人の同意なく第三者に提供することがあります。

- ① 法令に基づく場合 ・ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
- ② 公衆衛生の向上または児童の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

(5) 個人情報取扱事業者の名称、所在地について

・ 名称：公益社団法人今治地方観光協会 ・ 所在地：今治市片原町 1-100 みなと交流センター 3F・連絡先：0898-22-0909

(6) 個人情報の提供の任意性

事務局への個人情報の提供は任意ですが、ご提供いただけない場合は、本事業をご利用できません。予めご了承ください。

(7) 個人情報の提供の任意性

万一、事務局の個人情報の流出等問題が発生した場合には、直ちに該当者にご連絡をいたします。安全の確保を図り、必要に応じて当事務局のシステムを一時停止する、あるいは速やかにホームページ等で事実関係を公表させていただきます。

3 その他確認事項

(1) 地方公共団体、事務局への協力

当事業者は、今治市イマ旅宿泊観光クーポン期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)に基づく協力の要請があった場合には、それに従います。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従います。

(2) 地方公共団体、事務局への協力

当事業者は、今治市イマ旅宿泊観光クーポン期間中に、当事業者の従業員等から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告します。

(3) 地方公共団体、事務局への協力

当事業者は、国の機関もしくは地方公共団体及び事務局が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。

(4) 地方公共団体、事務局への協力

登録の際に提供した情報及び今治市イマ旅宿泊観光クーポンの対象店舗となった場合は、その旨を国の機関もしくは地方公共団体に提供することに同意します。

(5) 地方公共団体、事務局への協力

新型コロナウイルス対応ガイドライン等業種別ガイドラインに留意して対応することに同意します。

(6) 地方公共団体、事務局への協力

当事業者は、ガイドラインの遵守に係る不備について、地方公共団体又は事務局の指摘に適切に対応しない場合や、申請内容・同意内容に違反や虚偽があった場合、参加登録が取り消されることに同意します。

1 本クーポンの取扱い・不正に関する事項／反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する事項

☐ 同意します。

2 個人情報の取扱いについて必須

☐ 同意します。

3 その他確認事項

☐ 同意します。

(様式第7号)

今治市イマ旅宿泊観光クーポン換金申請書 (請求書)

令和 年 月 日

公益社団法人今治地方観光協会 御中

所在地

店舗名

代表者

印

電 話 () -

利用者より当店で受け取った「今治市イマ旅宿泊観光クーポン」事業におけるイマ旅宿泊観光クーポンの換金をお願いしたく、使用済今治市イマ旅宿泊観光クーポンを添えて、下記のとおり申請いたします。

記

1 事業名 今治市イマ旅宿泊観光クーポン事業

2 請求額 円

3 期 間 令和 年 月 日～令和 年 月 日として

使用済クーポン 受領枚数	枚 (@ 1, 0 0 0)
今回請求額	円

(様式第8号)

今治市イマ旅宿泊観光クーポン換金に係る
振込口座の変更届出書

令和 年 月 日

公益社団法人今治地方観光協会 御中

所在地

店舗名

代表者

印

電 話 () -

利用者より当店で受け取った「今治市イマ旅宿泊観光クーポン」事業におけるイマ旅宿泊観光クーポンの換金をお願いするにあたり、振込口座（指定口座）の変更をしたいので、下記のとおり届出いたします。

記

振込口座等の変更	金 融 機 関 名	
	支 店 名	
	普 通 ・ 当 座	
	口 座 名 義	(フリガナ)
	口 座 番 号	